

第 7 次行政改革大綱

＜令和 2 年度（2 0 2 0 年度） ～ 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）＞

令和 2 年 3 月

袖ヶ浦市

目 次

第1章 行政改革大綱策定の背景

I	これまでの行政改革の取組み	1
II	本市の現状と課題	2
1	人口構造の変化	2
2	財政運営の現状	
(1)	決算の状況（一般会計）	
①	歳入の状況	3
②	歳出の状況	4
(2)	地方債（市債）と財政調整基金の状況	
①	地方債（市債）	5
②	財政調整基金	5
(3)	財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～	6
3	将来に向け検討すべき課題	
(1)	増加傾向にある人件費	8
(2)	福祉分野での行政需要の高まり ～ 増加し続ける扶助費 ～	8
(3)	公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～	9
(4)	継続的な行政サービスを提供するための職場環境への対応	11

第2章 行政改革の必要性和動向

I	行政改革の必要性	12
II	国や地方公共団体の動向	12
III	新たな行政改革の方向性	13

第3章 新たな行政改革の取組み

I	基本方針	
1	基本理念	14
2	計画期間	14
3	取組みの指針	
(1)	効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進	15
(2)	重点的取組と目指すべき視点	15
4	改革の3つの柱	16
II	具体的な取組み ～ アクションプランの概要 ～	
1	位置付け	17
2	改革の柱における推進項目	17
3	計画の推進体制等	19
(1)	組織体制	
(2)	計画の進行管理	
(3)	計画の進捗状況の公表	

第1章 行政改革大綱策定の背景

I これまでの行政改革について

本市では、昭和60年に「袖ヶ浦町行政改革大綱」の策定に伴い取組みを開始し、平成6年には、国において「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が策定されたことから、これを機に、これまでの「行政改革大綱」を改め、新たに「第1次行政改革大綱」を策定して、現在まで行政改革の取組みを進めてきました。

近年において、国の「集中改革プラン」等の動きに合わせる形で、平成16年度から実施していた「袖ヶ浦市第4次行政改革大綱」の計画期間や改革項目を改定し、改めて平成17年度から21年度までの5カ年計画を策定しています。その後、平成22年度からは総合計画（計画期間：平成22～31年度（令和元年度））との連携を考慮した「袖ヶ浦市行政経営計画〔第5次行政改革大綱〕」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、その取組みは現在の「袖ヶ浦市行政経営計画〔第6次行政改革大綱〕」（計画期間：平成27～令和元年度）まで引き継がれ、市に存在する行政経営資源を効果的・効率的に活用し、最大の効果を生み出して市民満足度を向上させることを基本理念として、不斷の取組みを行ってきました。

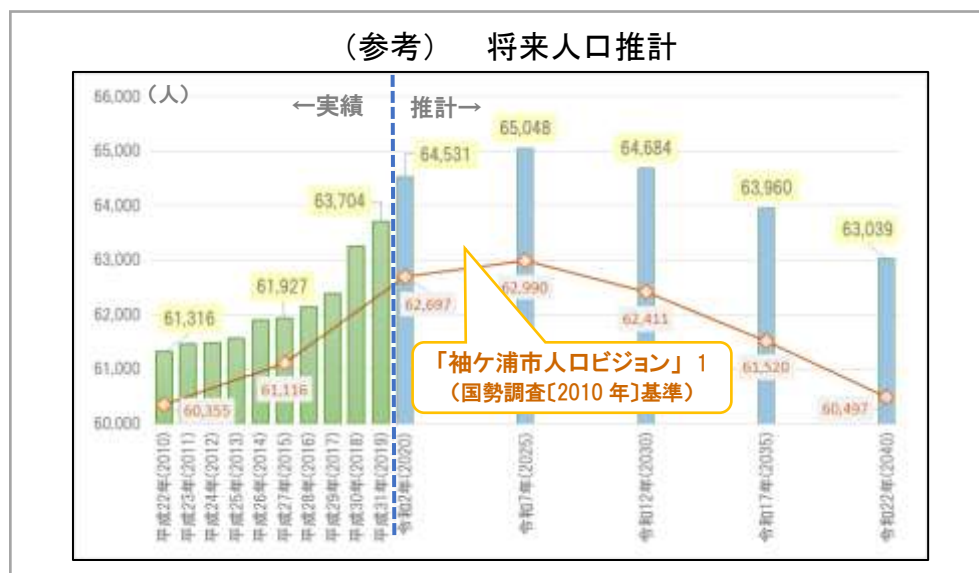
本市の取組み		国の取組み
名 称	主 な 推 進 項 目	
行政改革大綱 （昭和60年度～）	事務事業の見直し 組織機構の簡素合理化 給与の適正化・定員管理の適正化 事務改善の推進	
第1次行政改革大綱 （平成7～9年度）	事務事業の見直し・組織、機構の見直し 定員管理の適正化の推進 職員の人材育成の推進 行政の情報化の推進 会館等公共施設の設置及び管理運営 （財政効果額 29,346千円）	平成6年 「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が策定
第2次行政改革大綱 （平成10～12年度）	事務事業の見直し・組織機構の見直し 定員及び給与の見直し 人材の育成の推進・各種業務の情報化 行政の透明性の向上 公共工事のコスト縮減と入札の見直し （財政効果額 676,824千円）	
第3次行政改革大綱 （平成13～15年度）	市民との協働によるまちづくりの推進 開かれた行政の推進 市民の自主的活動の推進 効率的な財政運営の確立 事務事業の見直し・組織機構の見直し 人材育成の推進 （財政効果額 289,118千円）	
第4次行政改革大綱 （平成16～21年度） ＊平成17年度に改定	市民との協働によるまちづくりの推進 効率的な財政運営の確立 （財政効果額 1,373,872千円）	平成17～21年度 集中改革プランの実施
行政経営計画 ＜第5次行政改革大綱＞ （平成22～26年度）	市民の視点に立った行政運営 機能的な執行体制づくり 安定した行財政の確立 地方公営企業等 （財政効果額 2,578,202千円）	平成22年度～ 自主的・主体的な行革の推進
行政経営計画 ＜第6次行政改革大綱＞ （平成27～令和元年度）	市民の視点に立った行政運営 機能的な執行体制づくり 安定した行財政の確立 地方公営企業等 （平成30年度までの 財政効果額 846,256千円）	平成27年度～ 地方行政サービス改革の推進

Ⅱ 本市の現状と課題

1 人口構造の変化

全国的に少子化による急速な人口減少と高齢化が加速していますが、本市の人口は、袖ヶ浦駅海側の開発等もあり、近年においても着実に増加傾向で推移しています。

しかしながら、将来人口推計からもわかるように、本市においても将来的には人口の減少が予想されています。



<出典：総合計画 基本構想より>

人口の推移を経年で見てみますと、老年人口（65歳以上）が増加し、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少するなど、少子高齢化が進行している状況がわかります。



<出典：住民基本台帳人口より>

¹ 袖ヶ浦市人口ビジョン：将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を市民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28年2月に「袖ヶ浦市人口ビジョン」を策定しました。

「袖ヶ浦市人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、市内の開発動向等を加味しながら、本市における人口の現状分析や課題を踏まえて、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

2 財政運営の現状

本市の財政規模（一般会計）は、大型建設事業が集中した平成25年度から平成27年度を除き、おおよそ約210億円から230億円台で推移しています。

（１）決算の状況（一般会計）

① 歳入の状況

一般会計の平成30年度歳入決算の総額は、約241億7百万円でした。

歳入は、市税等のように市町村が自主的に収入できる「自主財源」と、国県支出金等のように国や都道府県等により定められた額を交付される「依存財源」とに大きく分けることができます。一般的に自主財源の占める比率が高いほど望ましい財政状況であるといわれ、平成30年度決算では、歳入のうち自主財源の占める比率が70.2%となり、他の自治体よりも比較的高い水準となっています。



＜出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より＞

平成25年度以降、平成20年度と比べて公共工事に対する国や県からの補助金等で構成される国・県支出金が増加しています。これは、袖ヶ浦駅、長浦駅の駅舎の建設や袖ヶ浦駅海側の土地地区画整理事業等、大規模な公共事業が実施されたことによる一時的な増加、また、経常的な民生費の増加に伴う財源としての補助金の増加が考えられます。

② 歳出の状況

一般会計の平成30年度歳出決算の総額は、約234億7千4百万円でした。

歳出の行政目的別（科目別²）にその割合を経年の推移として示したのが下記のグラフです。平成30年度の決算で一番大きな割合を占めたのは、主に福祉に係る費用を支出する民生費で、約84億8千3百万円（36.1%）となりました。続いて、幼稚園や小・中学校、公民館等の管理・運営に係る費用を支出する教育費が約34億1千7百万円（14.6%）、市役所の管理・運営や自治会助成、徴税事務費などを支出する総務費が約30億9千4百万円（13.2%）と続きます。

経年の推移では、民生費が平成20年度から平成30年度までの10年間程度で、ほぼ倍の伸びを示しています。このことから、福祉分野での行政需要が年々増していることがわかります。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

² <科目別の説明>

- 民生費：児童・障がい者・老人福祉、生活保護、保育所運営費など
- 土木費：道路・橋・河川・公園・駐車場、市営住宅の管理、都計画、土地区画整理事業費など
- 総務費：市役所の管理・運営、自治会助成、徴税事務、戸籍関係事務、選挙、統計調査費など
- 教育費：幼稚園、小・中学校、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設等の建設、管理、運営、文化財保護費など
- 衛生費：各種健診、予防接種、ごみ処理、公害対策費など
- 消防費：消防署・消防車の管理・運営、防火・消火、救急救命活動費など
- 公債費：市の借入金（市債）の返済
- 商工費：商工振興、観光振興、消費者対策費など
- 農林水産業費：農業・林業・水産業振興費
- 議会費：議員人件費、議会活動費など
- その他：災害復旧、労働対策費

(2) 地方債(市債)と財政調整基金の状況

① 地方債(市債)について

市の借入金である地方債の残高について平成30年度決算では、前年度比1億円減の153億円となりました。

地方債³は、今後の発展に繋がる施設の建設等に対して、世代間負担の平準化を図るために活用するものですが、近年、駅舎の整備や土地区画整理事業、袖ヶ浦椎の森工業団地の整備等の施設整備を受けて地方債残高は大きく増加しています。



＜出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より＞

② 財政調整基金について

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり、運用したりするために設けられる財産又は資金のことをいいます。

財政調整基金⁴は、財政運営に当たって調整財源として活用可能な基金です。平成18年度に最大約53億円の残高がありましたが、税收減等に伴う財源不足を補うため取り崩しを行った結果、平成25年度には約33億円まで減少しました。これは、過去7年間で約20億円、ほぼ3分の1を取り崩したことになります。その後、残高は増額に転じたものの、近年においては再び減少傾向に推移しています。



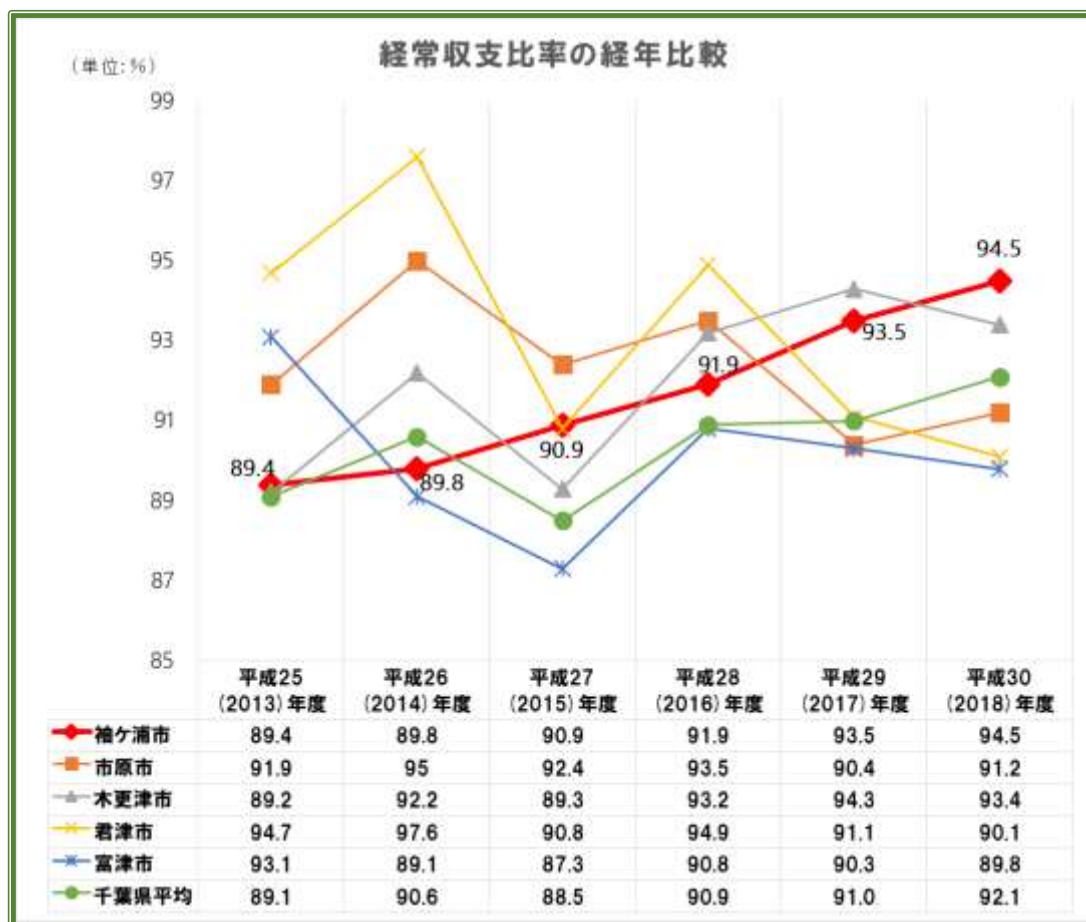
＜出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より＞

³ 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を超えて行われるものです。また、地方債を起すことを起債といいます。

⁴ 財政調整基金：地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税收減に見舞われたり、災害の発生等により不意の支出が増加する場合があります。このような予期せぬ収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために「財政調整基金」を積み立てています。「財政調整基金」は地方財政法で設置が義務付けられた基金であり、年度間の財源調整に用いるものですので、次の財源にしか使えないことになっています。①財源不足時の穴埋め財源、②災害対応経費又は災害による減収穴埋め財源、③緊急実施が必要な大規模公共事業等その他やむを得ない理由により生じた経費の財源、④長期財源育成のための財産取得財源、⑤市債の繰上償還の財源

(3) 財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～

財政構造の弾力性を表す経常収支比率⁵は右肩上がりとなっており、財政の硬直化が進行していることがわかります。経常収支比率の増加の主な要因は、人件費、物件費などの経常的経費⁶が増加していることがあげられます。財政の硬直化がこれ以上進むと、災害時などの臨時的経費⁷の増加に対応することも難しくなるため、今後も増加傾向にある経常経費の抑制に取り組む必要があります。



＜出典：各市の市町村普通会計決算カード等（千葉県 HP）より＞

⁵ 経常収支比率：当該自治体の財政構造の弾力性を測定する比率に使われ、次の式により求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100\%$$

式で使用する値で「経常一般財源総額」とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途を特定されず自由に使用しうる収入（代表的なものは地方税）の総額をいい、その「経常一般財源総額」のうち人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当されたものを「経常経費充当一般財源」といいます。

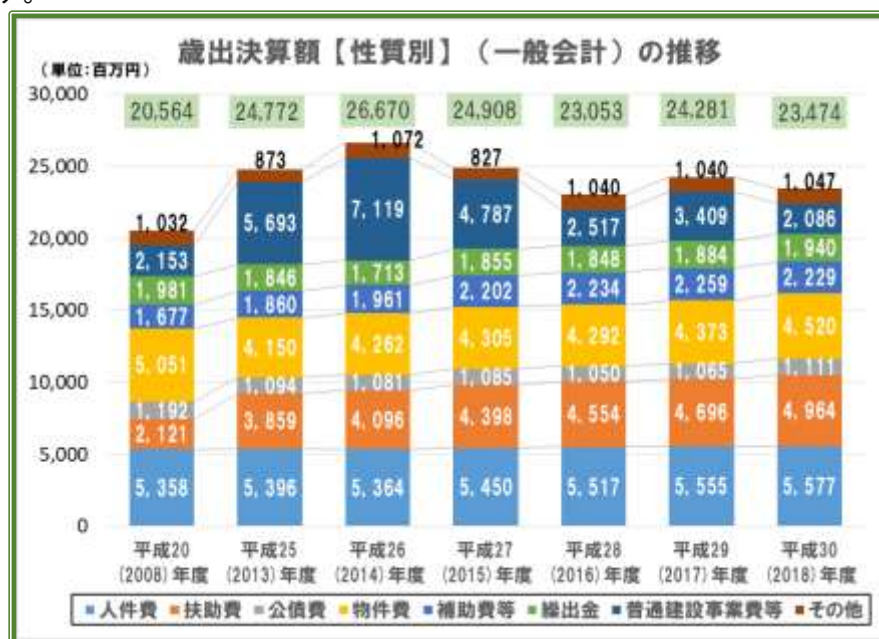
経常経費に充当した経常一般財源の額が小さい（経常収支比率が小さい）ほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つ（臨時的な経費に経常一般財源を充当できる）ことになり、余裕のある状況を「財政構造に弾力性がある」といいます。

⁶ 経常的経費：年々持続して固定的に支出される経費のことで、おおまかに人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費のことをいいます。

⁷ 臨時的経費：一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性がない経費をいいます。具体的には災害対応に係る費用、補償金、賠償金及び他会計への繰出金等のことをいいます。

義務的経費の増加に対する懸念

歳出決算額の見方としては、前述した歳出の種類（歳出科目）に基づいたものの他に、経済的な性質に基づいた「性質別分類⁸」があります。歳出決算額を性質別分類で振分け、表したものが下のグラフです。



＜出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書等より＞

前述した経常収支比率の上昇要因である経常的経費のうち、特に「人件費」、「扶助費」、「公債費」の3つの費目は、義務的経費の主要素であるといわれています。

義務的経費⁹とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費のことで、きわめて硬直性の強い経費です。

社会情勢の変化に伴い、高齢化の進行などに伴う社会保障費の増や、これまでの大規模公共事業に係る公債費の増など、義務的経費は今後も増加傾向にあります。

また、老朽化が進む公共施設への対応や今後予定されている庁舎整備事業など、厳しい財政状況が今後も続くことが想定されます。

経常経費比率を抑制し、弾力性のある財政運営を実現するためには、義務的経費の「人件費」、「扶助費」、「公債費」について、将来を見据えた検討が必要です。



＜出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書等より＞

⁸ 性質別分類：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類することをいいます。

⁹ 義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。経常的経費とされる人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目のうち、特に人件費、扶助費、公債費の3つの費目が義務的経費とされています。

3 将来に向け検討すべき課題

(1) 増加傾向にある人件費

人件費¹⁰については、主に職員給与が大きなウェイトを占めています。

近年、地方分権改革の進展や行政ニーズの多様化等により事務量が増加していることから、職員数も年々増加傾向にあります。しかしながら、定員適正化計画による人員の抑制等により、経年の決算額では緩やかな上昇にとどまっていることが、前述した「義務的経費である主要3費目（一般会計）の推移」（p. 7）のグラフからもわかります。



<出典：地方公共団体定員管理調査個別団体表（市区町村用）より>

しかしながら、非正規職員の報酬や人事院勧告等に伴う職員給の上昇、また、令和2年度より会計年度任用職員制度¹¹が実施されることにより、人件費は今後も増加傾向にあると予想されます。

人件費については、今後も抑制に向けて正規職員の定員管理や時間外勤務の抑制等を図りながら、これまで行ってこなかった非正規職員の定員管理や積極的な業務の民間委託等を進める必要があります。

(2) 福祉分野での行政需要の高まり ～ 増加し続ける扶助費 ～

扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方自治体が行う支援に要する経費です。

前述の「義務的経費である主要3費目（一般会計）の推移」（p. 7）のグラフから、扶助費については年々増額を続けており、平成20年度から平成30年度までの10年間では、約2.3倍と大幅な増加を示しています。

この状況から、福祉分野での行政需要の高まりがわかりますが、扶助費の増額における一因としては、近年の老年人口（65歳以上）の増加が考えられます。今後も高齢化の進行などに伴い、社会保障対策等に係る扶助費が、さらに増加していくことが予想できます。



<出典：住民基本台帳人口より>

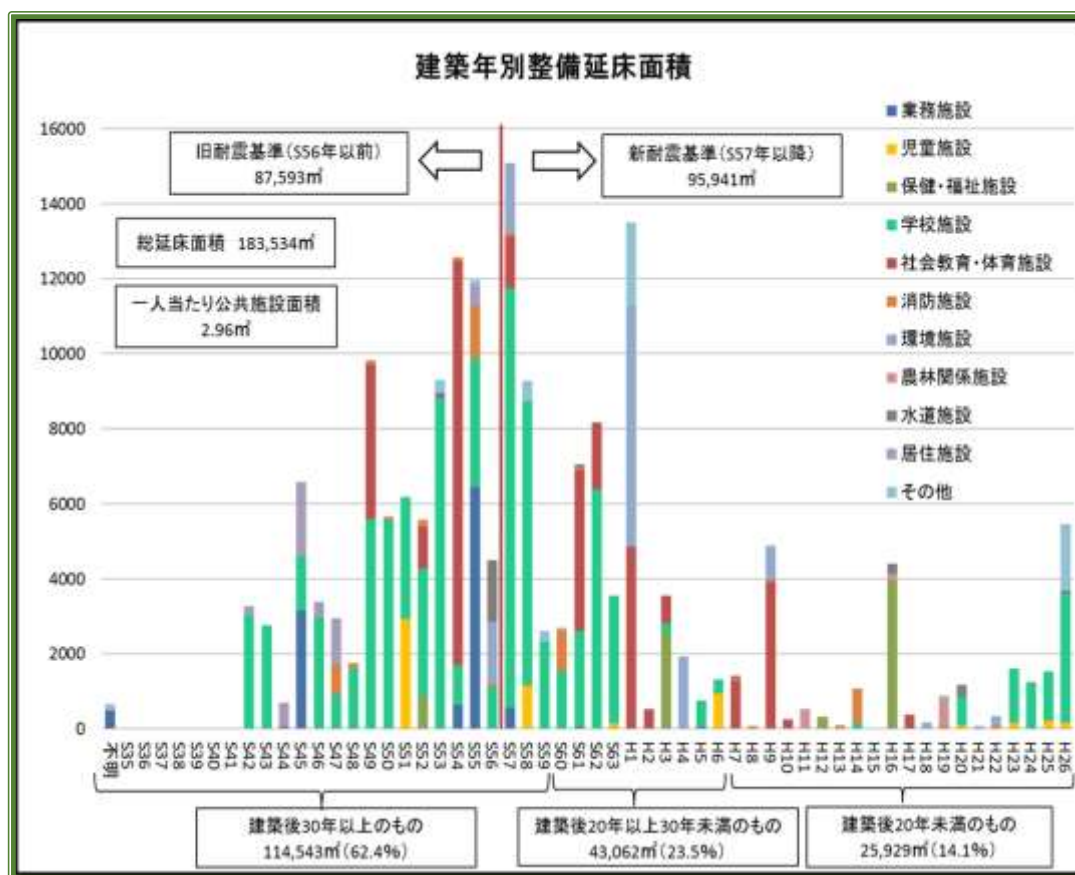
¹⁰ 人件費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいいます。人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金等があります。

¹¹ 会計年度任用職員制度：地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される制度です。一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するもので、併せて期末手当の支給を可能にするものです。

福祉分野については、市民ニーズに応えた質の高い行政サービスを維持できるように、人口構成の変化に対応した事業施策の見直しを図る等、扶助費を含む経常経費の抑制に向けた検討が必要です。

(3) 公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～

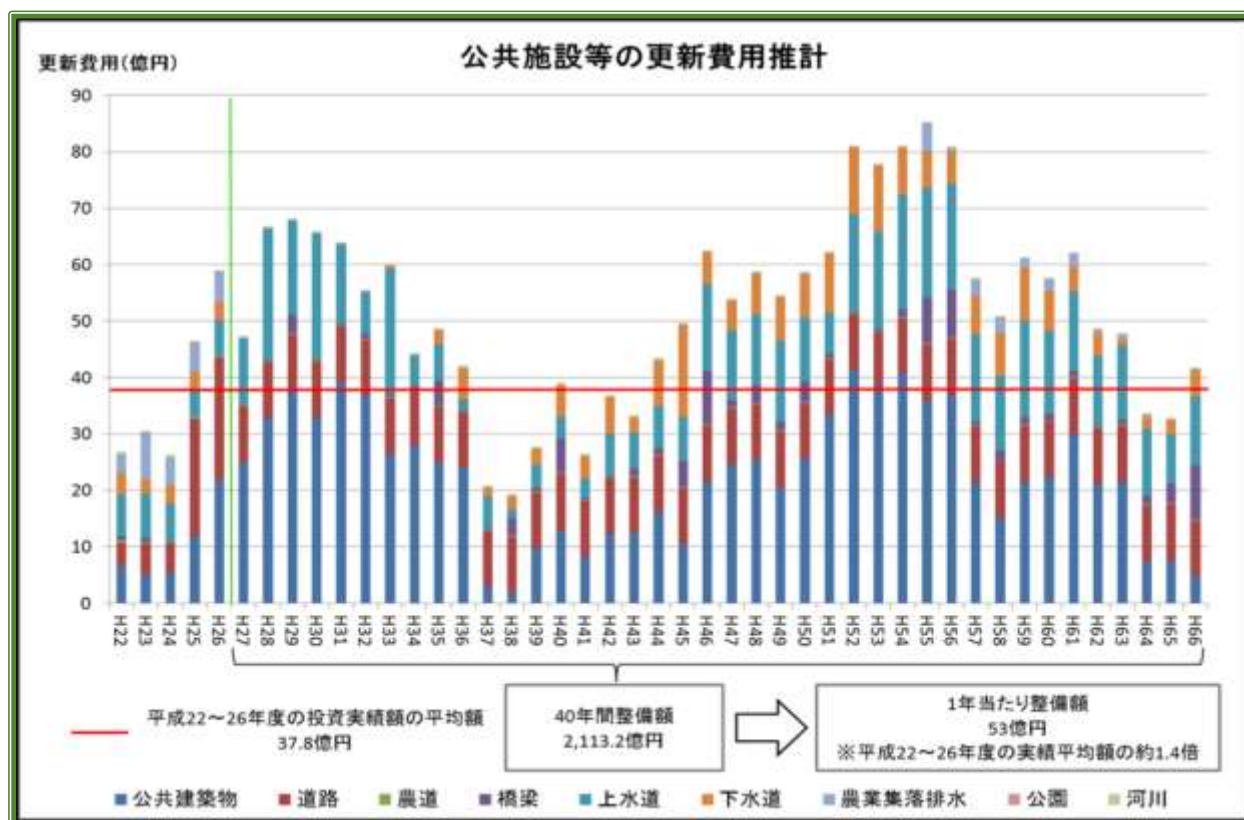
本市は、昭和40年代からの臨海部への企業進出に伴う人口の急増や都市化に伴う行政需要の増大を受け、市民サービスの向上と都市機能の充実を図り、多様化する市民ニーズに応えるため、学校や公民館などの公共建築物を積極的に整備してきました。その総延床面積は、平成26年度末現在で約18.4万㎡あり、そのうちの約62%の施設が建築後30年を経過しています。さらに10年後には約86%の施設が建築後30年以上を経過したものになる見通しです。



<出典：「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」より> ※平成26年度末現在の情報です。

また、公共施設等の更新に必要な費用は、今後40年間で約2,113億円と推計され、1年あたり約53億円に達する見通しです。この金額は、平成22年度から平成26年度までの平均投資実績額の約37.8億円と比較すると約1.4倍にも上ります。

今後、これらの老朽化した建物の大規模改修や更新の時期が集中することで、多額の費用が必要になり、本市の財政を圧迫し、行政運営に大きな支障をきたすことが懸念されています。

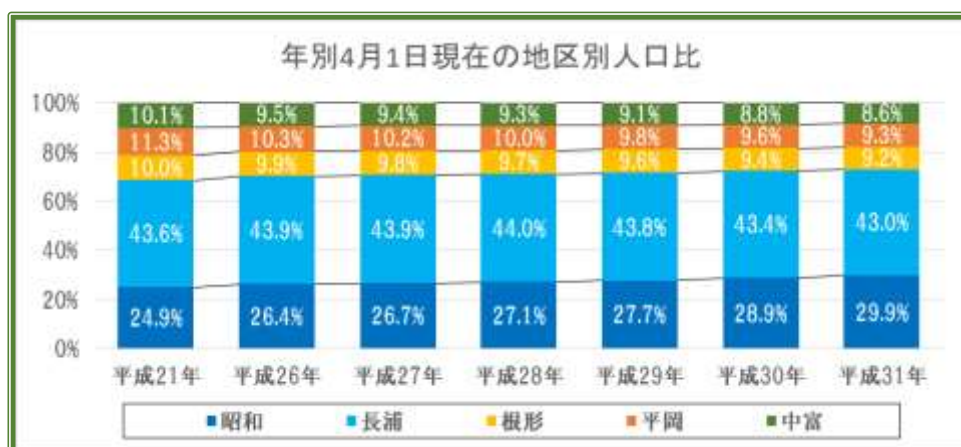


＜出典：「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」より＞ ※平成26年度末現在の情報です。

近年、実施しました袖ヶ浦駅及び長浦駅の駅舎の改築や、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業等に伴う財源の一部は地方債によって賄っており、今後、それらの償還が始まることで公債費の歳出額が増額します。現在の試算では、令和8(2026)年度をピークとして、毎年、約1億円前後の公債費の増額が見込まれています。

今後も、地方債を財源とした公共施設の改修や更新、大規模工事等は必要なことから、実施スケジュール等を全庁的に集約、管理して、実施そのものの必要性の検討や財政負担の平準化を図る等、公債費の抑制や施設総量の縮減、運営コストの削減等に努めることが必要です。

また、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業の進展や蔵波地区の住宅開発等に伴い、近年、臨海部の人口が急増し、その反面、内陸部の人口減少が著しく、市内における人口分布が大きく変化しています。将来のまちづくりにおいて、公共施設の長寿命化等を検討しつつ、今後は人口分布に見合った公共施設の再配置等の検討が必要となることから、公共施設のあり方の見直しや計画的な施設管理等を行う必要があります。

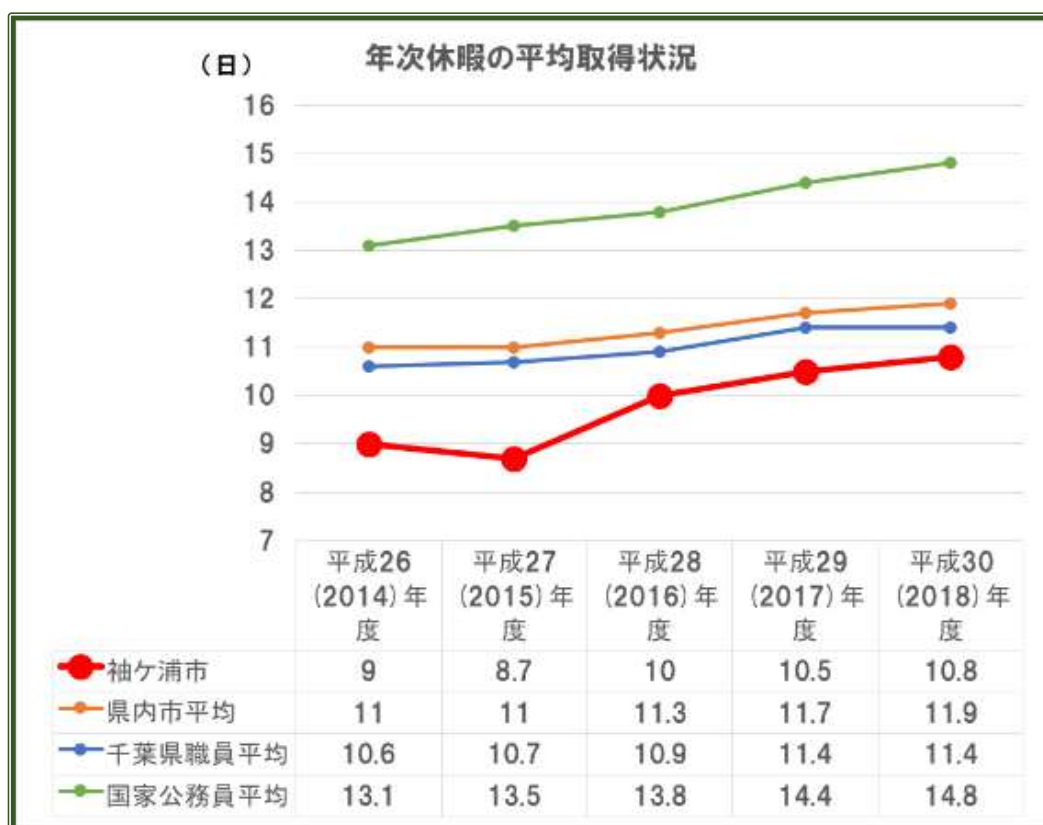


＜出典：住民基本台帳人口より＞

（４）継続的な行政サービスを提供するための職場環境への対応

将来的な人口減少社会の到来による労働力人口の減少や長時間労働による健康への影響が懸念される中、本市においても限られた人員や労働時間のもとで市民サービスの質の向上を図る必要があります。職員の働き方を見直すに当たり、事業点検や業務分析により現状と課題を明確にした上で、ＩＣＴ¹²等の最新技術を積極的に活用します。また、職員が自らの持てる能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康で日々の生活が充実していることが必要です。

健康で元気に働くためには、職場環境が快適であることも求められます。そのためにも、職員一人ひとりがワークライフバランスを意識し、心身ともに健康で仕事に取り組める働きやすい職場環境づくりを推進していきます。



＜出典：千葉県ＨＰから各年市町村職員の勤務時間等の状況より＞

¹² ＩＣＴ：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略である。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。

第2章 行政改革の必要性和動向

I 行政改革の必要性

前述のとおり、本市ではこれまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員の定員適正化等に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の一層の進行など、本市を取り巻く社会情勢は日々変化しており、人口構成の変化や社会保障関係費の増大、老朽化する公共施設の長寿命化や再配置等、新たな行政課題は今後の行政運営に大きな影響を与える重大な問題です。これら懸案を先送りせず、迅速に対応するためには、限られた行政資源を有効に活用し、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

様々な変化の中、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った公共サービスを提供し、市民の満足度を高めていくためには、簡素で、より効率的・効果的な行財政運営が必要であり、そのためにも行政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態にあることが重要です。

このような状況から、更なる行政改革の取り組みが必要であり、このたび、新たな行政改革大綱を策定し、不断の取り組みを推進していくものです。

II 国や地方公共団体の動向

国は、「社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが地方公共団体に求められている」、「厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、更なる業務改革の推進が必要である」とし、近年、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成27年8月28日付け総務大臣発）を通知しました。この通知により、現在、各地方公共団体ではICTの効果的な活用、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング¹³、事務事業の民間委託等の推進等、行政改革の推進に取り組んでいます。

加えて、平成29年度からは「自治体戦略2040構想研究会」¹⁴が開催され、我が国の少子化による急速な人口減少と高齢化、また取り巻く環境の変化の中で、いかに地方自治体が安定して、持続可能な住民サービスを提供し続けることができるかについて議論、研究が進められています。

¹³ アウトソーシング：業務を外部の専門業者などに委託すること。

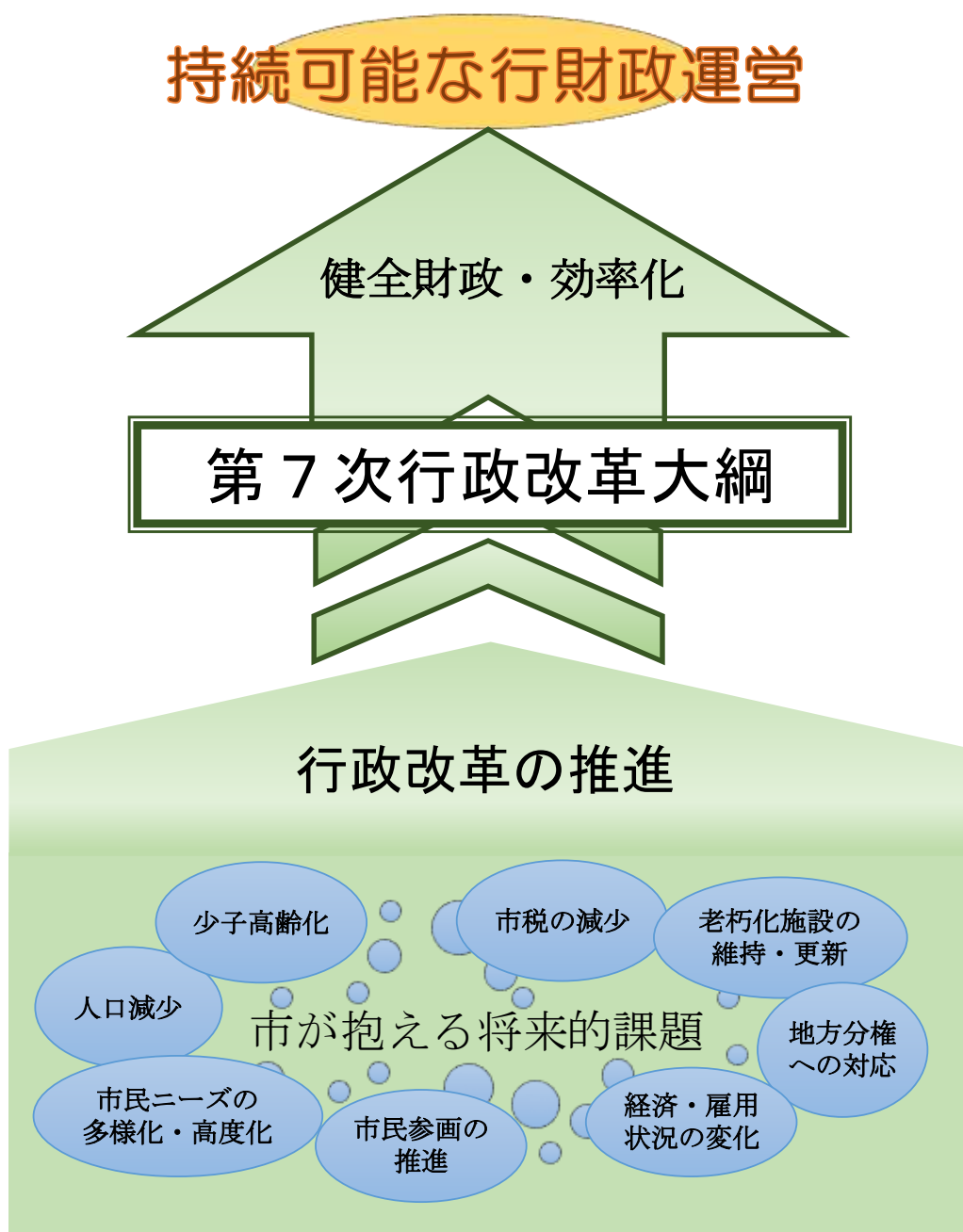
¹⁴ 自治体戦略2040構想研究会：2017年10月に総務省に設置された研究会。多様な自治体行政の展開により社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理したうえで、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討する。

Ⅲ 新たな行政改革の方向性

今後、更なる少子・高齢化の進行と生産年齢（１５～６４歳）人口の減少に伴い、社会保障費の増大、地域コミュニティの維持、景気の低迷や雇用の確保に関する懸念等が将来に向けた大きな課題となっており、税収の減少や経常的、義務的経費の増加が危惧されています。

ライフスタイルや価値観の変化、核家族化の進行等により行政ニーズも多様化する中で、将来を見据えて行政サービスの水準を維持するためには、民間活力の導入や近隣自治体等との連携による行政サービスの効率的な提供等、新たな考え方に基づく行財政の仕組みを構築することも必要となっています。

第７次行政改革大綱では、将来にわたり質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政改革の基本姿勢を堅持しつつ、新たな発想を取り込みながら、安定した行財政基盤を堅持し、将来を見据えた行財政運営を目指します。



第3章 新たな行政改革の取組み

I 基本方針

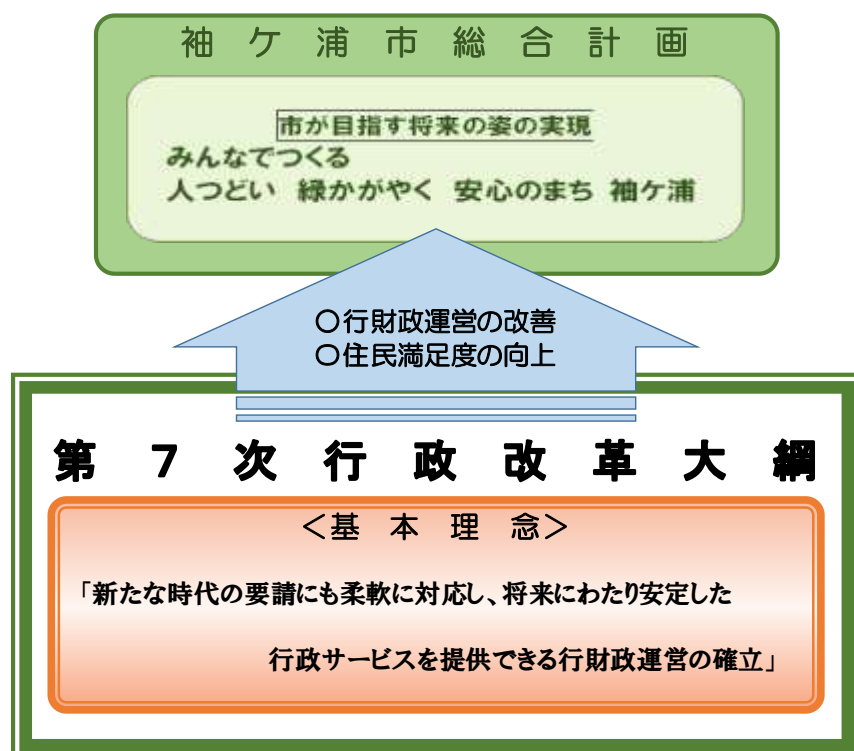
1 基本理念

現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、地域間競争や更なる地方分権に向けた動きなど、大きな節目の時期にあります。

また、地域社会においても、進展する地方分権型社会における「自主性」と「自立性」を高めながら、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い合う体制を強化することが、ますます重要となってきました。

第7次行政改革大綱は、新たな総合計画における基本構想での「行政運営」、「財政運営」を担い、効率的な行政運営の推進、安定した財政運営など、持続的に質の高い行政サービスを提供するための仕組みと環境を整え、総合計画の着実な推進を下支えするものです。

新しい総合計画のスタートに合わせて、確実に見込まれる人口減少社会の到来と社会経済情勢の変化に適切に対応し、新しい発想や官民の共助のもと将来を見据えた行政経営を展開するとともに、限られた行政資源を最適配分及び有効活用して、効率的・効果的な行政経営を確立することを目指し、基本理念は「新たな時代の要請にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる行財政運営の確立」として、不断の行政改革を推進します。



2 計画期間

令和2年度(2020年度) ～ 令和7年度(2025年度) <6年間>

総合計画との一体的な推進を図るため、計画期間は総合計画の前期基本計画期間と合わせて6年間とします。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
総合計画	基本構想（12年間）											
	前期基本計画（6年間）						後期基本計画（6年間）					
	実施計画（3年間）			実施計画（3年間）			実施計画（3年間）			実施計画（3年間）		
行政改革	第7次行政改革大綱（6年間）						第8次行政改革大綱（6年間）					

3 取組みの指針

(1) 効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進

行政改革は、単に無駄を省くことや予算や職員等を削減することと捉えられがちですが、それは手段であって行政改革の本来の目的ではありません。本来の目的は、真に必要な行政サービスや事業に対して、限られた財源や人員を重点的に投入する「選択」と「集中」を推進しながら、本市にとって良いものは積極的に取り入れることで、住民福祉の増進に寄与し、将来に過度な負担を残さない、効率的・効果的で質の高い行財政運営の仕組みと環境を整えていくことにあります。

(2) 重点的取組と目指すべき視点

「時代の変化に柔軟に対応できる弾力的な行財政基盤の構築」と「将来にわたり安定した質の高い行政サービスの提供」を実現するため、本市が抱える課題の中で次の3点を重点的取組とし、行政改革での目指すべき大きな目標として位置付けます。

重点的取組① 経常経費の抑制

<目指すべき視点>

- 令和7年度（2025年度）末に、経常収支比率 90.0% を目指す。
※（平成30年度（2018年度）末現在 94.5%）
- 義務的経費であっても見直しや抑制を検討し、経常経費の縮減に努める。

重点的取組② 公共施設マネジメントの推進

<目指すべき視点>

- 令和2年度（2020年度）末に、個別施設計画や長寿命化計画の策定を完了する。
- 令和3年度（2021年度）末に、全体指針である公共施設等総合管理計画を改定する。
- 令和4年度（2022年度）以降、効率的な施設運営や公共施設の長寿命化を図りつつ、人口分布を考慮した統廃合や更新、再配置等に向けた検討を開始する。
- 新庁舎の建設では、工事期間中においても支障なく、また供用開始に向けても、より良い市民サービスが提供できるように、積極的な調査、検討を進めて実行する。

重点的取組③ 市民、職員、双方における満足度の向上

<目指すべき視点>

- 市民の声を反映した改善や充実したサービスを提供できるように制度や仕組みを改善して、市民満足度の向上を目指す。
- 職員の勤務状況や職場環境等の現状を的確に把握することにより、明らかとなった問題点等を改善し、行政運営の推進力となる職員が元気に笑顔で仕事に邁進して、充実した職場環境となるように努め、職員の満足度の向上を目指す。

4 改革の3つの柱

基本理念の実現に向けて、次の3つを改革の柱と位置付け、それぞれの改革目標を達成するため、行政改革の取組みを推進します。

<第1の柱> 合理的思考で未来に続く自治体へ

将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

経費・人員の抑制、事務事業の見直し、公共施設の統廃合といった主に行政運営の簡素化・合理化あるいは減量経営をめざし、社会経済情勢の変化にも適切に対応できる安定した行財政基盤を堅持するための行政改革を行います。

<第2の柱> 新しい技術を活かしたスマート自治体へ

限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

従来からの職員配置の適正化、事務手順の見直し、組織・機構の統廃合、民間活力の導入といった取組みを行うとともに、国が進める未来投資戦略に掲げる「Society5.0」¹⁵などの革新的技術を活かして社会課題を解決する等、新たな取組みを行政運営に導入することで、時代の要請に即した行政サービスの提供や行政運営の効率化・スマート化をめざした行政改革を行います。

<第3の柱> 笑顔を提供できる、明るく元気な自治体へ

行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

地方分権の進展や行政サービスの多様化等により、職員の業務量も増加していることから、より一層の効率化や職員自らが健康の維持・増進に気を遣う等、職場内での業務改革や職員の意識改革が必要性を増しています。

このような状況から、経費削減等の目に見える効果のみをめざすだけではなく、職場内の意識や組織文化の改善を行い、効率的で質の高い事務を行うための活気あふれる職場環境を整えることで、充実した市民サービスを提供できるよう行政改革を行います。

◎「官民データ活用推進計画」としての位置付け

わが国では、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータ（以下「官民データ」という。）を利活用するための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28年12月、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画（以下「官民データ活用推進計画」という。）の策定に努めることとされています。

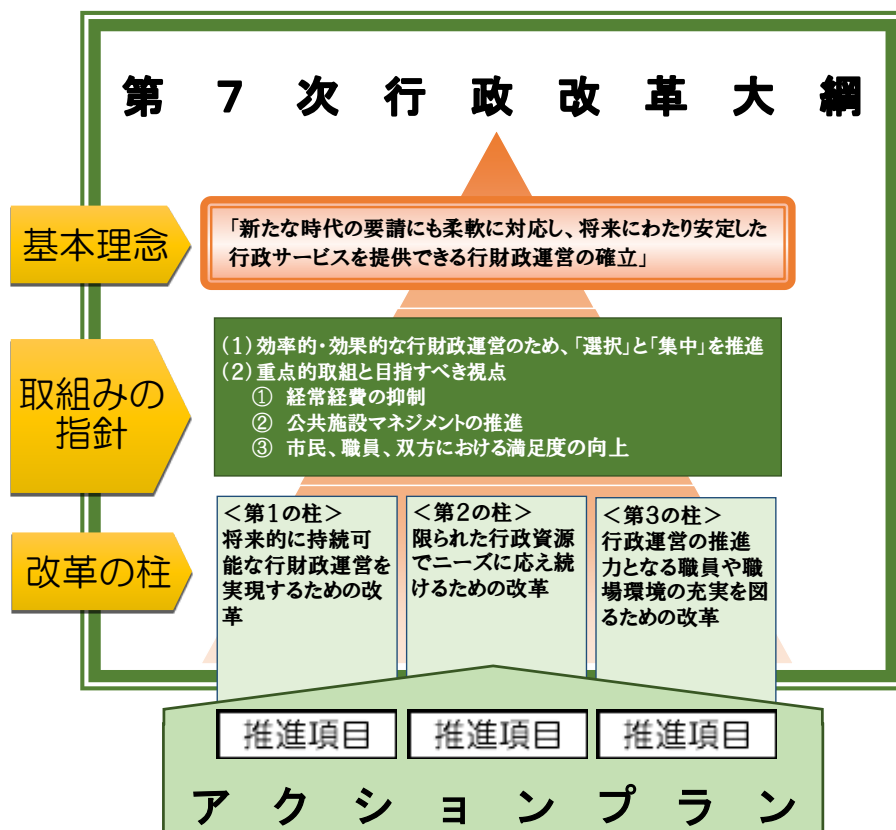
官民データ活用推進計画の策定では、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与すること等を目的としており、その趣旨が本行政改革大綱の一部取組みと一致することから、本行政改革大綱は、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置付けるとともに、具体的な取組みについてはアクションプランにその内容を示します。

¹⁵ Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。

Ⅱ 具体的な取組み ～ アクションプランの概要 ～

1 位置付け

第7次行政改革大綱では、取組みの指針を示し改革の柱として3つの分野を設定しました。これにより、行政改革を「アクションプラン」として体系づけ、具体的な取組みを整理し推進していきます。



2 改革の柱における推進項目

<第1の柱> 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

推進項目

- 歳入確保に向けた取組み
 - ◆ 新たな財源の確保
 - ◆ 市税の確保
 - ◆ 未利用市有財産の有効活用
 - ◆ 受益者負担の適正化
- 歳出抑制に向けた取組み
 - ◆ 補助金・負担金等の見直し
 - ◆ 特別会計及び企業会計の健全な運営
 - ◆ 物件費の抑制
- 将来を見据えた行財政運営の取組み
 - ◆ 効果的なマネジメントサイクルの推進
 - ◆ ファシリティマネジメントの推進
 - ◆ 健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方の検討
 - ◆ 市立保育所・幼稚園のあり方の検討

＜第2の柱＞限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

推進項目

- **組織・職員配置の適正化**
 - ◆ 組織の見直し
 - ◆ 定員管理の適正化
 - ◆ 窓口改善の取組み
- **新しい技術を活用した事務改善**
 - ◆ RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し(★)
 - ◆ マイナンバー制度の推進(★)
 - ◆ システム導入におけるルール整備(★)
- **時代の要請に応える業務改善**
 - ◆ 安全性やエコに配慮した公用車の運用
 - ◆ 地域におけるビッグデータの利活用の推進(★)
 - ◆ 地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用(★)

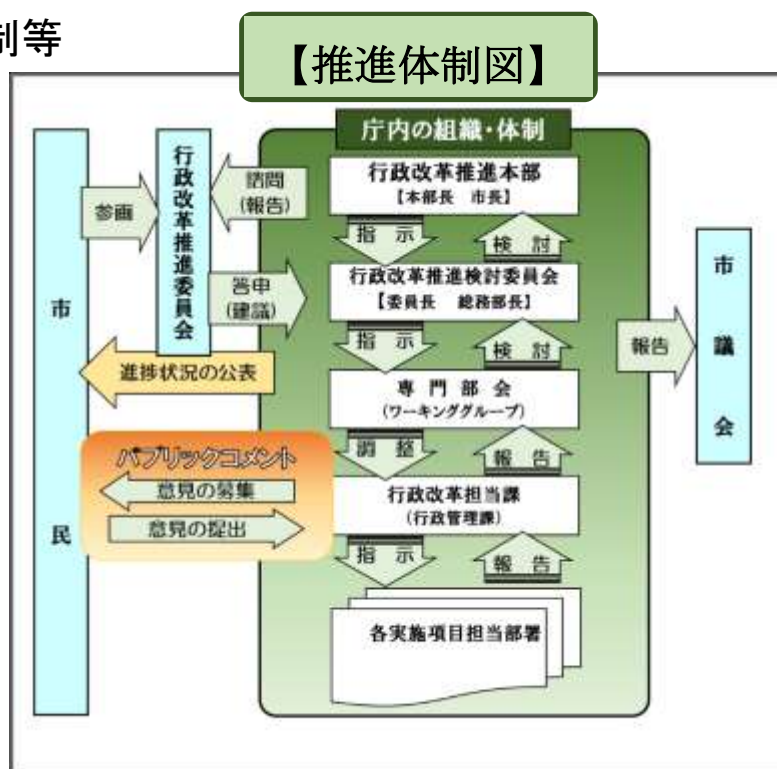
＜第3の柱＞行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

推進項目

- **全庁共通事務の効率化**
 - ◆ 庁内会議等の見直し
 - ◆ 全庁に共通する事務の効率化
- **人材育成と働き方改革の推進**
 - ◆ 人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度の連携
 - ◆ 生産性の向上の取組み
 - ◆ 意識改革を促す研修制度の推進
- **ワークスタイルの変革**
 - ◆ ペーパーレス化の推進(★)
 - ◆ オフィス改革の推進(★)

注) 項目の末尾、星印(★)の取組みは、「官民データ活用推進計画」での取組みを兼ねています。

3 計画の推進体制等



(1) 組織体制

① 行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）

行政改革大綱の策定及び推進にあたり、市民から幅広い意見を聴くため、各種団体の代表者や公募からなる「袖ヶ浦市行政改革推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、提言等をいただいています。

② 行政改革推進本部（以下「本部」という。）

市長を本部長とし、部長級のメンバーで構成します。行政改革の基本方針及び実施方策等を全庁的な視点で協議し、行政改革大綱の策定及び推進にあたります。

③ 行政改革推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）

総務部長を委員長とし、主に各部の次長級のメンバーで構成します。行政改革の基本方針及び実施方策等を検討し、行政改革大綱の策定及び推進にあたります。

④ 専門部会

主に行政改革大綱の策定にあたり、検討委員会にて専門の事項を調査、検討させるために設置します。専門部会の部会長は、検討委員会の委員長（総務部長）が検討委員会委員の中から指名し、専門部会の部会員は、部会長が職員の中から指名します。

(2) 計画の進行管理

行政改革大綱は、検討委員会及び本部において、毎年度、進行管理を行い、必要があれば是正の措置を講じます。

また、推進委員会においても、各年度の進捗状況を報告して意見をいただくとともに、行政改革の推進における重要事項の調査、報告及び審議を行っていきます。

(3) 計画の進捗状況の公表

進捗状況は、毎年度、市のホームページ等を利用して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。